# サンケイ化学 農薬登録情報

## <sup>サンケイ</sup>園芸ボルドー

硫黄•銅水和剤

登録番号:農林水産省登録第 4407 号(登録会社: サンケイ化学株式会社)

有効成分:硫黄・・・・・・・・・・・・25.0% | 殺菌剤分類:M2・殺虫剤分類:UN |

塩基性塩化銅・・・・・・・・61.0%(銅として 35.0%) | 殺菌剤分類: M1

毒 性: 普通物(毒物及び劇物に該当しないものを指していう通称)

販売エリア :全国

### 適用拡大登録取得のお知らせ

弊社登録製品「サンケイ園芸ボルドー」は令和5年11月22日付で下記の内容を適用拡大いたしました。

#### 【適用病害虫の範囲または使用方法変更の内容】

- 作物名「りんご」、「もも」、「キウイフルーツ」、「たまねぎ」、「ごま」を追加する。
- 作物名「なし」に適用病害虫名「黒星病」、「ぶどう」に適用病害虫名「灰色かび病」を追加する。

#### 【適用病害虫名および使用方法(今回の適用拡大に該当する作物のみを記載)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	硫黄を 含む農薬の 総使用回数	銅を 含む農薬の 総使用回数
りんご	うどんこ病	800倍						
ぶどう	黒とう病 つる割細菌病 さび病 <b>灰色かび病</b>	500倍	200~700 £/10a	_	_	散布 無人航空機 による散布	. —	_
	べと病 うどんこ病	800倍						
	べと病	4倍	1l/10a					
		40倍	10l/10a					
	褐斑病 晚腐病	400~ 800倍	200~700 2/10a			散布		
なし	黒斑病							
	黒星病	500倍		収穫後~ 発芽前				
<b>もも</b>	せん孔細菌病							
キウイフルーツ	かいよう病			_				
たまねぎ	軟腐病	3001 <u>n</u>	100~300 l/10a					
ごま	うどんこ病							
	斑点細菌病							

#### 【注意事項等の変更について】

- ●使用上の注意事項および水産動植物に係る注意事項については赤字の項目を追加する。
- 8. 使用上の注意事項
- (1) 散布液調製後はできるだけ速かに散布すること。
- (2)使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (3) 高温時のうり類に対する使用は、薬害のおそれがあるのでさけること。
- (4) 広範囲の殺虫剤、殺菌剤と混用できるが、強アルカリ薬剤との混用はさけること。
- (5) マシン油乳剤との混用はさけること。
- (6) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
  - ①散布は各散布機種の散布基準に従って実施すること。
  - ②散布に当たっては、散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③散布液の飛散によって桑及び自動車やカラートタンの塗装等への影響を与えないように十分注意すること。
  - ④散布中、薬液の漏れのないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ⑤水源池、飲料用水、養殖池、養魚田等に本剤が飛散流入しないように十分注意すること。
  - ⑥特定の農薬(混用可能が確認されているもの)を除いて原則として他の農薬との混用は行わないこと。
  - ⑦作業終了後は次の項目を守ること。
    - (a)使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
    - (b)機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (7) かんきつに使用する際は、薬害軽減のため炭酸カルシウム水和剤を加用すること。
- (8) 本剤は蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (9) いちご及びぶどうに使用する場合、連用散布により葉に薬害を生じるおそれがあるので、注意すること。また、果実に汚れが残るおそれがあるので、着果期以降の散布は注意すること。
- (10) 巨峰系(巨峰、ピオーネ) に対しては、散布時期によっては葉及び果実に薬害を生じるおそれがあるので、袋かけ前などの散布には注意すること。
- (11) なしに使用する場合、若葉の頃の散布は薬害を生じるおそれがあるので、有袋栽培の大袋掛以降、新梢の伸びが停止してから散布すること。また、二十世紀以外の品種では果実着生時の散布は薬害を生じるおそれがあるのでさけること。
- (12) りんごに使用する場合は、薬害の発生が懸念されるため必ず炭酸カルシウム水和剤を加用すること。また、複数回散布によって薬害を助長することがあるので注意すること。
- (13) 新梢、葉に対する薬害軽減のため、銅に弱い品種や薬害の出やすい時期に使用する場合は、必ず炭酸カルシウム水和剤を加用すること。
- (14) そらまめ、未成熟そらまめへの使用は薬害を生じるおそれがあるのでさけること。
- (15) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (16) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用 する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- なお、ご使用の際は製品に貼付してある注意事項をご参照ください。



本 社 〒891-0122 鹿児島市南栄二丁目9番地 TEL: (099)268-7588 東京本社 〒110-0005 東京都台東区上野七丁目6-11第一下谷ビル3F TEL: (03)3845-7951 大阪営業所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島二丁目14-6 新大阪第2ドイビル3F TEL: (06)6305-5871 東京営業部 〒366-0032 埼玉県深谷市幡羅町一丁目13-1 TEL: (048)551-2122 九州北部営業所 〒841-0025 佐賀県島栖市曽根崎町1154-3 TEL: (050)3508-7912 宮崎事務所 〒880-0056 宮崎市神宮東三丁目6-19 山本ビル TEL: (0985)25-7051